

ねんきん 通信

保険料の納付が困難な方は・・・

所得が無い学生の方や、前年所得が一定基準以下または失業などにより、国民年金の保険料を納めることが困難な方は、本人の申請により保険料の納付が猶予又は免除される制度があります。

●申請免除

保険料の（平成21年度月額14,660円）の「全額」・「半額」・「4分の1」・「4分の3」が免除されます。

免除の承認を受けると、免除期間分の老齢基礎年金は「全額免除」で3分の1、「4分の3免除」で2分の1、「半額免除」で3分の2、「4分の1免除」で6分の5となります。

☆免除対象者

- ・所得が一定の基準を下回る方
配偶者又は世帯主の所得にも適用
全額免除以外は各種控除金額を加算
 - ・障害者又は寡婦で、前年の所得金額が125万円以下の方
 - ・失業、風水害等で保険料の納付が困難な方（特例免除）
- ※失業者については、その方のみ前年所得が無いものとして計算されます。よって、配偶者の前年所得によっては免除とならない場合があります。

●学生納付特例制度

本人の前年所得金額が118万円（給与収入で194万円、扶養者がいる場合は半額免除の基準を適用）以下の学生（学校法人の許可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生は除く）は、申請により保険料の納付が猶予されます。

●若年者納付猶予制度

学生以外で、20歳代の本人と配偶者の前年所得金額が57万円（給与収入で122万円）以下の場合は、親などの世帯主の所得金額に関わらず、申請により保険料の納付が猶予されることとなります。

受給権等については、「学生納付特例制度」と同じです。

★申請に必要なものは？

それぞれに共通するものは、年金手帳、印鑑、所得証明書（失業特例免除申請を除く1月2日以降の転入者）です。加えて、失業等による特例申請免除ご希望の方は雇用保険受給資格者証又は離職票、学生納付特例制度をご希望の方は学生証又は在学証明書（写し可）をご持参ください。

また、在学する大学等の窓口でも申請手続きをすることができます。（学校の窓口で申請手続きを行うには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要があります。）詳しくは学校の窓口でご確認ください。

★保険料の追納ができます！

免除又は納付特例・猶予制度などの承認を受けた期間の保険料は、10年間納めることができます（「追納」といいます）。

追納する保険料額は、保険料の免除等を受けた年度から起算して3年度目以降の場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

追納することにより、承認を受けた期間について満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

★申請は毎年必要です！

免除等の期間は、申請免除及び若年者納付猶予制度が7月～翌年6月末まで、学生納付特例制度は、4月～翌年3月末までです。

申請が遅れた場合でも、それぞれの免除対象期間内の希望する年月にさかのぼって承認されます。

日本年金機構の愛称&シンボルマークを募集

平成22年1月から、厚生年金保険・国民年金などの公的年金制度の業務運営は、『日本年金機構』が行うこととなります。日本年金機構について広く国民の皆様にご存知いただき、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくため、愛称及びシンボルマークを広く募集しています。

【厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>)】

■募集内容

1. 愛称（略称）
親しみやすく、呼びやすく、公的年金制度の業務運営を担う機構がイメージでき、わかりやすいもの
 2. シンボルマーク
親しみやすく、公的年金制度の業務運営を担う機構を象徴するもの
- ※愛称及びシンボルマークについては、新たに発足する日本年金機構の象徴的な性格を併せ持つことを期待していますので、こうした組織の一新や制度がイメージできるものであることが望まれます。
- ※シンボルマークは簡単明瞭なカラー表現で、かつ一色でも表現できるもの。

■募集期間

平成21年3月30日～平成21年5月29日

■選考方法

日本年金機構設立委員会委員と外部有識者等で構成する選考委員会で決定します。

応募・問い合わせ先

日本年金機構設立準備事務局
（東京都千代田区霞が関1-2-2）
電話（大代表） 03（5253）1111
内線3616
E-mail:nenkinaisho@mhlw.go.jp

詳しくは、稚内社会保険事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。